



福岡医発第 1058 号 (地)
令和 6 年 7 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 5 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課から示され、令和 6 年 6 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より連絡がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 6 年 5 月 31 日付け 保医発 0531 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第606号（保険）
令和 6 年 7 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 5 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 6 年 6 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令和 6 年 5 月 31 日付け 保医発 0531 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

保医発 0531 第 2 号
令和 6 年 5 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 6 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 2 3（11）を次のように改正する。
 - （11） 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP 法又は PCR 法により測定した場合に算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(10) (略) (11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定める ガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例 の定義を満たす患者に対して、 <u>LAMP法</u> 又は <u>PCR法</u> により測定した場合に算定できる。 (12)～(38) (略) D023-2～D025 (略) 第2款 (略) 第2節 削除 第3節・第4節 (略) 第4部～第13部 (略) 第3章 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(10) (略) (11) 「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定める ガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例 の定義を満たす患者に対して、 <u>LAMP法</u> により測 定した場合に算定できる。 (12)～(38) (略) D023-2～D025 (略) 第2款 (略) 第2節 削除 第3節・第4節 (略) 第4部～第13部 (略) 第3章 (略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 5 月 31 日 保医発 0531 第 2 号（令和 6 年 6 月 1 日適用）

点 数	D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0 3 0 5 第 4 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）
	第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 2 2（略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（10）（略） （11）「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、LAMP 法又は PCR 法により測定した場合に算定できる。 （12）～（38）（略）

（日本医師会医療保険課）